

別紙 1

「ひらどせとデイサービス」通所介護 重要事項説明書 (令和 6 年 12 月 1 日現在)

1. 施設の概要

1) 施設の名称等

● 施設名	ひらどせと デイサービス
● 開設年月日	平成 12 年 4 月 1 日
● 所在地	長崎県平戸市田平町山内免 613 番地 18
● 電話番号	0950-57-2222
● F A X 番号	0950-57-2699
● 管理者名	川村 雅也
● 介護保険指定番号	4271500664

2) 事業の目的と運営方針

社会医療法人青洲会が開設する介護老人保健施設 ひらどせと（以下「当施設」という）において実施するひらどせとデイサービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めます。

通所介護は、要介護状態及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令（介護予防サービス）の趣旨に従って、通所介護計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とします。

この目的に沿って、当事業所では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【ひらどせとデイサービスの運営規定】

(基本方針)

- ① 当施設では、通所介護計画に基づいて、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が 1 日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- ② 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- ③ 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- ④ 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「楽しく」、「生きがいある」時間を過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- ⑤ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療

養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

- ⑥ 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。

3) 事業所の職員体制

当施設の従業者の職種、員数は、以下のとおりであり、必置職については法令の定めるところによることとします。

	職種	員数
(1)	管理職	1人
(2)	看介護職員	4人以上
	看護職員	1人以上
	介護職員	4人以上
(3)	生活相談員	1人以上
(4)	機能訓練指導員	2人以上
(5)	その他	事務員は本体施設と兼務、調理員については、介護老人保健施設と兼務とする。

4) 利用定数

利用定員数は、一日30人とします。

2. 従業員の職務内容

前条に定める当施設職員の職務内容は、以下のとおりとします。

- 1) 管理者は、従業者の管理、指導を行います。
- 2) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者のサービス計画及び通所介護計画に基づく看護を行います。介護職員は、利用者のサービス計画及び通所介護計画に基づく介護を行います。
- 3) 生活相談員は、苦情処理等・通所介護の手続き・生活指導・相談援助・レクリエーション活動の運営を行います。
- 4) 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練の立案と実施、自主訓練の指導を行う。

3. 営業日及び営業時間

ひらどせとデイサービスの営業日及び営業時間は以下のとおりとします。

- 1) 毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とします。
但し8月13日、14日、15日、及び12月30日、31日、1月1日、2日、3日は休日とします。
- 2) 営業日の午前8時30分から午後5時30分までを営業時間とします。

4. 通所介護の内容

- 1) 通所介護計画に基づき、入浴介助を実施します。
- 2) 通所介護計画に基づき、食事を提供します。
- 3) 通所介護計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施します。
- 4) 生活相談員による相談援助等を行います。

5. 利用者負担の額

利用者負担の額を以下のとおりとします。

- 1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受けます。
- 2) 食費（おやつ込）は570円とします。おやつのみの場合は100円となります。
- 3) オムツは実費となります。
- 4) 送迎に関する費用

次条の通常の送迎の実施地域を超えて行う場合で有料道路等を使用しなければならない地域については、その実費を徴収します。（往復分を徴収します。）（離島等に於いては、船舶使用料を徴収することもあります。）

6. 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域を以下のとおりとします。

平戸市（離島除く）、松浦市（御厨町に限る）、佐世保市（江迎町に限る）

7. 施設の利用にあたっての留意事項

通所介護利用にあたっての留意事項を以下のとおりとします。

● 設備・備品の利用

施設内の設備、器具は本来の用法に従って利用してください。これに反した利用により破損等が生じた場合には、弁償をもとめる場合がありますので、ご了承ください。

● 所持品・備品等の持ち込み

- ① 持ち物には、すべて名前を記入してください。
- ② 備品の持ち込みは原則として禁止いたします。

● 金銭・貴重品の管理

貴重品及び高額な現金は持って来ないようお願いします。破損・紛失等については一切責任を負いませんので予めご了承ください。

通所介護利用時の医療機関での受診は行えません。

- 宗教活動等 施設内で他の利用者へ迷惑のかかる活動は一切禁止いたします。
- ペットの持ち込みは、ご遠慮ください。
- 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は一切禁止いたします。
- 感染症の流行時には、当施設の感染症予防マニュアルに沿ってサービスを提供させていただきます。

8. 緊急時の対応方法

- 1) 当事業所は、ひらどせとデイサービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他の必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医へ連絡をとる等必要な措置を講じます。
- 2) 前項のほか、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は利用者及び家族（代表者）が指定する者に対し緊急に連絡します。

9. 事故発生時の対応

- 1) サービス提供により事故が発生した場合、当事業所は利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2) 併設施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診察を依頼します。
- 3) 前2項のほか、当事業所は利用者又は家族（代表者）が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

10. 賠償責任

- 1) 事業者は、サービスの提供に伴って事業者の責に帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対してその損害を賠償します。
- 2) 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合利用者及び家族（代表者）は連帯して当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

11. サービス内容に関する苦情

- 1) 当デイサービスご利用相談・苦情担当
担当者： 生活相談員 前田 英昭 電話 0950-57-2222
- 2) 当デイサービス以外に、相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。
平戸市役所： 電話 0950-22-4111
長崎県国保連合会苦情相談窓口： 電話 095-826-1599（専用電話）

12. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- 1) 防火管理者には、事務長（介護老人保健施設ひらどせと）を充てます。
- 2) 火元責任者には、事業所職員を充てます。（消防計画に定めます。）
- 3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- 4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- 5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当てます。
- 6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
- 7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。